

令和4年度

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

資 料

令和4年7月19日

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

# 目 次

	ページ
公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について . . . . .	1
令和 3 年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について . . . . .	3
参考(1) 原油価格等の値動きの推移 . . . . .	5
参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実例(県下 3 浴場の例) . . . . .	7
公衆浴場入浴料金算出方法 . . . . .	9
入浴料金改定額(試算) . . . . .	11
令和 4 年公衆浴場経営実態調査による 1 週間当たりの入浴者数 . . . . .	13
<参考> 1 週間当たりの入浴者数調査(詳細データ) . . . . .	15
神奈川県公衆浴場施設数(同業組合加入状況) . . . . .	17
神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移 . . . . .	19
県内公衆浴場の廃業の状況 . . . . .	21
全国公衆浴場入浴料金一覧表(料金順) . . . . .	23
令和 4 年度 県の公衆浴場対策 . . . . .	25
令和 4 年度 県内各市の公衆浴場対策 . . . . .	26
神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱 . . . . .	29

## 【巻末】

別表 1 「経営実態調査・原価計算表の項目説明(厚生省環境衛生局長通知による項目)」

別表 2 「令和 4 年度政府経済見通し「主要経済指標」」

○偶数ページに解説を掲載しています。

# 公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

令和4年5月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業  
理事長 山崎 潤



## 公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

公衆浴場は、地域コミュニティの場として、また、住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公共的施設として、日常生活に欠くことのできない存在である、とわたしたちは自負しております。

また、日本の伝統的文化の継承の場としてもその社会的な使命を果たしてまいりました。

このような役割を担う公衆浴場の入浴料金は、その公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、その価格上限が規制されている商品サービスであり、直近の県内公衆浴場の経営実態を調査し、学識経験者等によって構成される「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て料金上限が決定されるという慎重な手続きにより決定をいただいているところです。

現行の入浴料金は、令和2年9月に改定したのですが、家庭風呂の普及による利用者の減少傾向に歯止めはかからず、新型コロナウイルスの感染症の影響は終息の兆しが見えない状況です。

加えて、昨年からの原油価格の高騰による燃料高が追い打ちをかけており、もはや経営努力だけでは対応も限界に達しております。

このような状況下で、当組合として、本年度の入浴料金について対応を検討してまいりました。

その中では、多くの県民の皆さまにできるだけ低料金で快適な入浴サービスを提供することが、業界の使命であると認識しつつも、公衆浴場の経営が厳しさを増す現状を鑑みると、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めております。

つきましては、今年度の入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとした諸問題についてもご討議願いたく、ここに標記協議会の開催を要望する次第です。



【1 ページ解説】

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

○神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の要望の趣旨は以下のとおりです。

「現行の入浴料金は、令和2年9月に改定したのですが、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少に加え、昨年からの原油価格の高騰による燃料高が追い打ちをかけており、経営努力だけでは限界に達していることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めています。」

令和3年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

(1) 令和3年公衆浴場経営実態調査の概要（令和4年4月実施）

昭和38年8月12日付け厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、公衆浴場入浴料金の改定について協議する上で基礎資料とするため、県内26浴場の令和3年の収入・支出状況・入浴者数等の調査を行った。

(2) 入浴料金原価計算書

公衆浴場経営実態調査の実績額から令和4年の収支を推計した。

公衆浴場経営実態調査に基づく令和4年推計額調べ（月額）（単位：円）

科目	R3年実績(A) (1~12月)	令和4年推計(B) <small>(A)に入件費、燃料費等の変動を加味)</small>	影響額(B)-(A)	備考	参考
					令和4年推計(C) <small>(燃料費の値上げの影響を考慮しない場合)</small>
1 入浴料金収入	874,046	874,046	0		874,046
2 附帯事業収入	70,561	70,561	0		70,561
3 営業外収入	277,879	277,879	0		277,879
4 補助金	115,125	123,414	8,289	107.2% 予算額の増減額に比例させて算出	123,414
収入合計	1,337,612	1,345,901	8,289		1,345,901
5 人件費	401,397	409,023	7,627		409,023
事業主	176,754	180,112	3,358	101.9% R4政府経済見通し「雇用者報酬」を反映	180,112
従業員	224,643	228,911	4,268	101.9%	228,911
6 用水費	40,690	40,690	0		40,690
7 燃料費	125,592	242,517	116,926	193.1% 原油価格等の値動きの推移(p5 参考(1))を反映	125,592
8 光熱費	105,517	106,467	950	100.9% R4政府経済見通し「消費者物価」を反映	106,467
9 備品消耗品費	54,134	54,622	487	100.9%	54,622
10 旅費交通費	1,954	1,954	0		1,954
11 会費及び交際費	20,840	20,840	0		20,840
12 保険料	21,779	21,779	0		21,779
13 賃借料	80,946	80,946	0		80,946
14 修繕費	79,690	80,407	717	100.9% R4政府経済見通し「消費者物価」を反映	80,407
15 厚生費	16,775	16,775	0		16,775
16 減価償却費	160,551	160,551	0		160,551
17 建物再調達費	75,004	75,004	0		75,004
18 公租公課	62,851	62,851	0		62,851
19 支払利子	35,223	35,223	0		35,223
20 特別損失	2,088	2,088	0		2,088
21 雑費	103,499	104,431	931	100.9% R4政府経済見通し「消費者物価」を反映	104,431
22 附帯事業費	49,381	49,381	0		49,381
経費計	1,437,912	1,565,550	127,638		1,448,624
資本報酬	28,764	28,764	0		28,764
附帯事業報酬	21,180	21,180	0		21,180
支出合計	1,487,856	1,615,494	127,638		1,498,568
過不足額	△ 150,244	△ 269,593			△ 152,667

### 【3 ページ解説】

## 令和3年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

- 公衆浴場経営実態調査は、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しており、今年も4月に中小企業診断士に委託して、県下26の公衆浴場について実態調査を行いました（経営実態調査・原価計算表の項目説明は巻末の別表1を参照）。
- その調査結果に基づき、「(2) 入浴料金原価計算書」の「令和3年実績 (A)」欄に、1施設におけるひと月あたりの平均額を記載しました。収入合計が1,337,612円、支出合計が1,487,856円で、月額平均150,244円の不足（赤字）となっております。
- 「令和4年推計 (B)」欄は、「平成3年実績 (A)」欄記載の額に人件費、燃料費、光熱費等の変動要素（政府経済見通しや原油価格等の値動きから推計係数を求め算出）を加味して推計したもので、令和4年月額平均の収入合計から支出合計を差し引くと、269,593円の赤字となります。
- なお、科目毎の推計係数の考え方は、次のとおりです。

「4 補助金」 107.2%

補助金（県+市町村）合計額の令和元年度予算額に対する令和2年度予算額の割合（27ページ参照）

「5 人件費」 101.9%

R4 政府経済見通し「雇用者報酬」を反映（巻末の別表2参照）

「7 燃料費」 193.1%

原油価格等の値動きの推移を反映（5ページ参照）

「8 光熱水費」「9 備品消耗品費」「14 修繕費」「21 雑費」100.9%

R4 政府経済見通し「消費者物価」を反映（巻末の別表2参照）

### 参考

なお、燃料費の値上げの影響を考慮しない場合、「令和4年推計 (C)」のとおり、赤字額は152,667円と推計します。

参考 (1) 原油価格等の値動きの推移

	原油価格				天然ガス価格		
	原油 (ドル/バレル)	為替 (ドル)	原油円価 (円/kl)	令和3年3月 を100とした 場合の価格指 数	天然ガス (ドル/t)	天然ガス (円/t)	令和3年3月 を100とした 場合の価格指 数
令和2年 12月	44.55	104.13	29,179	70.2%	370.39	38,569	91.8%
令和3年 1月	50.13	103.55	32,654	78.6%	438.58	45,415	108.0%
" 2月	55.86	104.41	36,685	88.3%	485.55	50,696	120.6%
令和3年 3月	61.69	107.08	41,547	100.0%	392.53	42,033	100.0%
" 4月	66.32	109.57	45,705	110.0%	406.41	44,530	105.9%
" 5月	65.56	108.84	44,883	108.0%	438.05	47,678	113.4%
" 6月	69.14	109.49	47,614	114.6%	472.08	51,688	123.0%
" 7月	71.76	110.56	49,902	120.1%	504.19	55,744	132.6%
" 8月	73.79	109.89	51,002	122.8%	526.19	57,823	137.6%
" 9月	73.86	109.87	51,046	122.9%	559.22	61,441	146.2%
" 10月	76.91	111.40	53,892	129.7%	615.05	68,517	163.0%
" 11月	82.10	113.95	58,848	141.6%	740.74	84,407	200.8%
" 12月	82.31	113.99	59,012	142.0%	744.23	84,835	201.8%
令和4年 1月	79.69	114.93	57,609	138.7%	713.67	82,022	195.1%
" 2月	86.75	114.83	62,660	150.8%	827.60	95,033	226.1%
令和4年 3月	91.85	115.85	66,928	161.1%	755.26	87,497	208.2%
" 4月	107.77	122.81	83,246	200.4%	814.07	99,976	237.9%

※原油・天然ガス価格は、財務省貿易統計記載のCIF値(産油・産ガス国から船で積み出す際の価格に運賃、保険料を加えた価格)

実態調査 燃料費の内訳 (月平均)

燃料費 (円)	内訳				
	重油	廃油	雑燃	混合	Gas
125,592	7,787	3,642	5,024	23,737	85,402
	6.2%	2.9%	4.0%	18.9%	68.0%

令和4年燃料費の推定係数  $193.1\% = 161.1 * (100 - 68.0) / 100 + 208.2 * 68.0 / 100$



## 【5 ページ解説】

### 参考 (1) 原油価格等の値動きの推移

- この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品の CIF 値の推移を示しています。
- 原油価格のうち、原油円価を見ると、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などにより、昨年から高騰が続きました。さらにロシアによるウクライナ侵略などの地政学的な変化が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与え、令和3年3月の原油円価を100とした場合、令和4年3月の価格指数は、161.1%となっており、今後も更なる高騰が懸念されています。
- 天然ガスも同様に価格の高騰が続いており、令和3年3月の円換算による天然ガス価格を100とした場合、令和4年3月の価格指数は、208.2%となります。
- また、5ページの下の方にあるとおり、実態調査の結果、1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、68.0%となっております。
- 令和4年の燃料費の推定係数については、原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、令和4年の推定燃料費は、昨年価格の193.1%と算出しました。

参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実績(県下3浴場の例)

調査年月	浴場	ガ ス			電 気		
		使用量	単 価	金 額	使用量	単 価	金 額
		470	円	円	k w	円	円
H26/5	A浴場	5,632	153.6	865,345	27,630	22.9	633,834
	B浴場	4,349	101.9	443,121	3,072	34.6	106,424
	C浴場	3,742	104.1	389,536	7,877	27.0	212,755
H27/5	A浴場	8,877	100.7	893,866	24,705	22.3	551,719
	B浴場	4,143	103.2	427,418	2,613	34.8	90,871
	C浴場	4,006	82.8	331,736	7,028	24.6	172,961
H28/5	A浴場	9,155	64.6	591,061	8,059	26.0	209,534
	B浴場	3,830	68.7	263,188	24,826	18.4	457,922
	C浴場	3,891	67.1	260,929	2,728	30.3	82,536
H29/5	A浴場	7,589	62.1	471,635	7,232	20.0	144,552
	B浴場	3,579	66.1	236,465	8,248	22.5	185,285
	C浴場	3,319	66.4	220,226	24,189	18.4	445,427
H30/5	A浴場	7,411	67.5	500,049	2,515	31.1	78,100
	B浴場	3,591	70.1	251,797	7,510	20.5	153,659
	C浴場	3,247	72.0	233,743	11,321	22.3	252,699
R01/5	A浴場	10,114	75.4	762,531	23,357	19.5	454,938
	B浴場	3,055	90.2	275,692	2,511	31.6	79,368
	C浴場	4,419	77.3	341,803	6,575	21.8	143,053
R02/5	A浴場	8,305	69.0	573,318	7,614	24.0	182,675
	B浴場	4,619	56.1	270,251	23,337	19.0	443,161
	C浴場	3,593	72.4	260,052	6,843	23.2	158,706
R3年5月	A浴場	10,361	60.682	628,725	2,141	29.7	63,627
	B浴場	3,028	58.720	210,496	182	35.1	6,379
	C浴場	2,762	69.460	191,849	7,780	23.9	186,073
R4年5月	A浴場	9,842	98.460	969,092	22,392	18.2	407,616
	B浴場	3,691	103.240	381,059	6,784	22.5	152,358
	C浴場	3,014	103.859	313,033	2,299	29.4	67,636

公衆浴場におけるガス及び電気代支払額(3浴場の平均)

調査年月	ガス平均 支払額 (円)	指数	電気平均 支払額 (円)	指数
		R3年5月を100とした指数		
H26/5	566,001	164.7	379,879	147.6
H27/5	551,007	160.3	341,695	132.8
H28/5	371,726	108.2	290,098	112.8
H29/5	309,442	90.0	309,962	120.5
H30/5	328,530	95.6	286,678	111.4
R01/5	460,009	133.8	285,982	111.2
R02/5	367,874	107.0	265,177	103.1
R3年5月	343,690	100.0	257,292	100.0
R4年5月	554,395	161.3	340,895	132.5

**【7ページ解説】**

**参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際  
（県下3浴場の例）**

○燃料にガスを使っている組合員の中から、3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果を、参考に掲載したものです。

## 公衆浴場入浴料金算出方法

- (1) 令和4年推計過不足額(月額)  $\Delta$  269,593円
- (2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額  
 $269,593 \text{ 円} \div 26 \text{ 日} \approx \boxed{10,369 \text{ 円}}$   
 (月平均営業日:  $(365 \text{ 日} - 52 \text{ 日}) / 12 \text{ 月} \approx 26 \text{ 日}$ )

- (3) 令和4年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数

	令和4年 (4/2~4/8)	令和3年
大人 (490円)	62.8人(実績)	67.6人(推計)
中人 (200円)	1.8人(実績)	1.9人(推計)
小人 (100円)	0.8人(実績)	0.9人(推計)
1日当たり入浴料金収入	31,212円(想定)	33,617円
1月当たり入浴料金収入	811,512円(想定) (A)	874,046円 (B)

[備考]  
 $67.6 \text{ 人} = 62.8 \text{ 人 (実績) 人} \times (B) / (A)$   
 $1.9 \text{ 人} = 1.8 \text{ 人 (実績) 人} \times (B) / (A)$   
 $0.9 \text{ 人} = 0.8 \text{ 人 (実績) 人} \times (B) / (A)$

### ※参考 燃料費の値上げの影響を考慮しない場合

- (1) 令和4年推計過不足額(月額)  $\Delta$  152,667円
- (2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額  
 $152,667 \text{ 円} \div 26 \text{ 日} \approx \boxed{5,872 \text{ 円}}$   
 (月平均営業日:  $(365 \text{ 日} - 52 \text{ 日}) / 12 \text{ 月} \approx 26 \text{ 日}$ )
- (3) 令和4年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数  
 上記計算のとおり

## 【9 ページ解説】

### 公衆浴場入浴料金算出方法

- 「(1) 令和4年推計過不足額(月額)」は、3ページで算出した通り、269,593円の赤字となっております。
- 「(2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額」は、(1)の推計不足額を解消するため、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものです。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですが、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定しており、1営業日あたり10,369円の収入額の増加が必要となります。
- 「(3) 令和4年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数」は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数です。実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である874,046円(B)と、令和4年4月2日から8日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入(A)との比率から、令和3年における1日あたりの入浴者数は大人が67.6人、中人が1.9人、小人0.9人と推計しました。

#### 参考

なお、燃料費の値上げの影響を考慮しない場合、1営業日あたり5,872円の収入額の増加が必要となります。

入浴料金改定額(試算)

区分	入浴者数 (推計)	現 行		改定案 ①		改定案 ②		収支均衡させる ための改定		【参考】 収支均衡させる ための改定 (燃料費の値上げ の影響を考慮しな い場合)		
		料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	
大人	67.6	490円	33,124円	500 (+10)	33,800円	510 (+20)	34,476円	650 (+160)	43,940円	580 (+90)	39,208円	
中人	1.9	200円	380円	200 (+0)	380円	200 (+0)	380円	200 (+0)	380円	200 (+0)	380円	
小人	0.9	100円	90円	100 (+0)	90円	100 (+0)	90円	100 (+0)	90円	100 (+0)	90円	
合計	70.4		33,594円		34,270円		34,946円		44,410円		39,678円	
料金改定による 収支改善額(A)			0円		676円		1,352円		10,816円		6,084円	
1日当り過不足額 (B)			△ 10,369円		△ 10,369円		△ 10,369円		△ 10,369円		△ 5,872円	
料金改定による 収支(A)+(B)			△ 10,369円		△ 9,693円		△ 9,017円		447円		212円	
値上率			-		2.04%		4.08%		32.65%		18.37%	
予想される効果 (利用者数に変動がない場合)				・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。		・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。						
予想される問題点				・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。		・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。						

## 【11 ページ解説】

### 入浴料金改定額 (試算)

- 「現行料金」、「改定案①及び改定案②」、「(参考) 収支均衡させるための改定」について、それぞれの料金改定を行った場合の1営業日ごとの入浴収入の合計額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に利用者数に変動がないと想定した場合の予想される効果と問題点を、改定内容別に記載しています。
- 改定案①は、大人料金が500円で10円の値上げとし、中人料金が200円、小人料金が100円でともに据置きとした場合で、値上げ率は2.04%となります。この場合、負担増から利用者数の減少が予想されるものの、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- 改定案②は、大人料金が510円で20円の値上げとし、中人料金と小人料金は200円、100円でともに据置きとした場合で、値上げ率は約4.08%となります。この場合も改定案①と同様に、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- また、収支均衡させるための改定を行う場合、大人料金は160円の引き上げで650円となります。この場合、1日あたり10,816円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、値上げ率は約32.65%となります。

#### 参考

なお、燃料費の値上げの影響を考慮しない場合、収支均衡させるために大人料金90円の引き上げ(580円)が必要となります。

令和4年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数

				日本人		外国人		合計	
				人数	%	人数	%	人数	%
大人	大人 (65歳以上)	男	固定客	2,683	22.5%				
			一見客	250	2.1%				
			計	2,933	24.6%				
		女	固定客	1,876	15.7%				
			一見客	199	1.7%				
			計	2,075	17.4%				
		計	固定客	4,559	38.3%				
			一見客	449	3.8%				
			計	5,008	42.0%				
	大人 (12歳～64歳)	男	固定客	3,310	27.8%				
			一見客	896	7.5%				
			計	4,206	35.3%				
		女	固定客	1,741	14.6%				
			一見客	448	3.8%				
			計	2,189	18.4%				
		計	固定客	5,051	42.4%				
			一見客	1,344	11.3%				
			計	6,395	53.7%				
大人 計	男	固定客	5,993	50.3%	14	0.1%	6,007	50.4%	
		一見客	1,146	9.6%	0	0.0%	1,146	9.6%	
		計	7,139	59.9%	14	0.1%	7,153	60.0%	
	女	固定客	3,617	30.4%	21	0.2%	3,638	30.5%	
		一見客	647	5.4%	0	0.0%	647	5.4%	
		計	4,264	35.8%	21	0.2%	4,285	36.0%	
	計	固定客	9,610	80.6%	35	0.3%	9,645	80.9%	
		一見客	1,793	15.0%	0	0.0%	1,793	15.0%	
		計	11,403	95.7%	35	0.3%	11,438	96.0%	
中 人	男	固定客	77	0.6%	5	0.0%	82	0.7%	
		一見客	112	0.9%	1	0.0%	113	0.9%	
		計	189	1.6%	6	0.1%	195	1.6%	
	女	固定客	63	0.5%	5	0.0%	68	0.6%	
		一見客	72	0.6%	0	0.0%	72	0.6%	
		計	135	1.1%	5	0.0%	140	1.2%	
	計	固定客	140	1.2%	10	0.1%	150	1.3%	
		一見客	184	1.5%	1	0.0%	185	1.6%	
		計	324	2.7%	11	0.1%	335	2.8%	
小 人	男	固定客	38	0.3%	0	0.0%	38	0.3%	
		一見客	49	0.4%	0	0.0%	49	0.4%	
		計	87	0.7%	0	0.0%	87	0.7%	
	女	固定客	20	0.2%	0	0.0%	20	0.2%	
		一見客	37	0.3%	0	0.0%	37	0.3%	
		計	57	0.5%	0	0.0%	57	0.5%	
	計	固定客	58	0.5%	0	0.0%	58	0.5%	
		一見客	86	0.7%	0	0.0%	86	0.7%	
		計	144	1.2%	0	0.0%	144	1.2%	
合 計	男	固定客	6,108	51.3%	19	0.2%	6,127	51.4%	
		一見客	1,307	11.0%	1	0.0%	1,308	11.0%	
		計	7,415	62.2%	20	0.2%	7,435	62.4%	
	女	固定客	3,700	31.0%	26	0.2%	3,726	31.3%	
		一見客	756	6.3%	0	0.0%	756	6.3%	
		計	4,456	37.4%	26	0.2%	4,482	37.6%	
	計	固定客	9,808	82.3%	45	0.4%	9,853	82.7%	
		一見客	2,063	17.3%	1	0.0%	2,064	17.3%	
		計	11,871	99.6%	46	0.4%	11,917	100.0%	

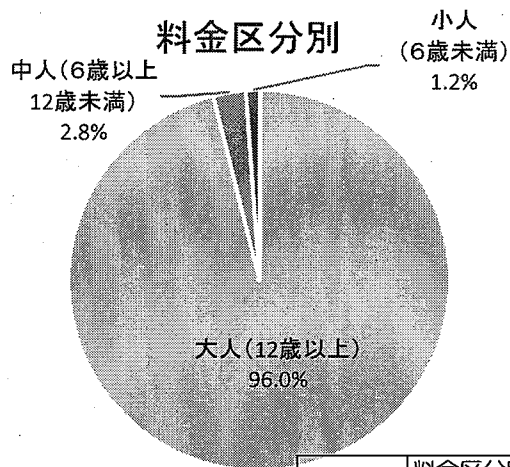


**【13 ページ解説】**

**令和4年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数**

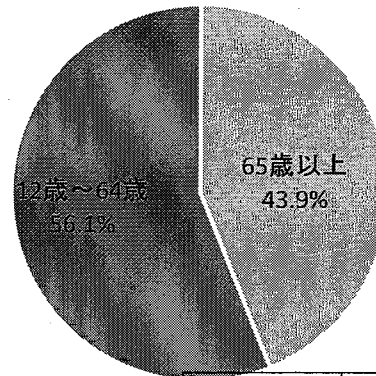
○令和4年4月2日～8日の一週間、県下26公衆浴場の協力のもと、入浴者数の調査を実施しました。男女別では、男性客が62.4%、女性客が37.6%。国籍別では、日本人が99.6%、固定・新規別では、固定客が82.7%、一見客が17.3%となっています。

<参考> 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）



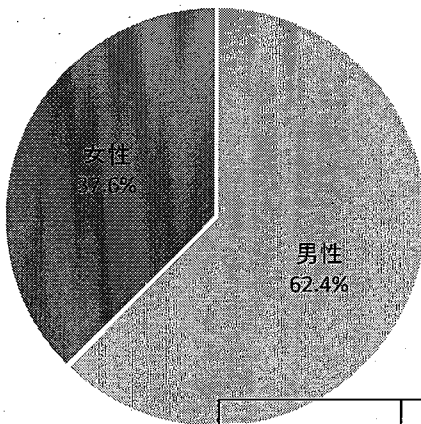
料金区分別	
大人	11,438人
中人	335人
小人	144人

**大人の年齢別**



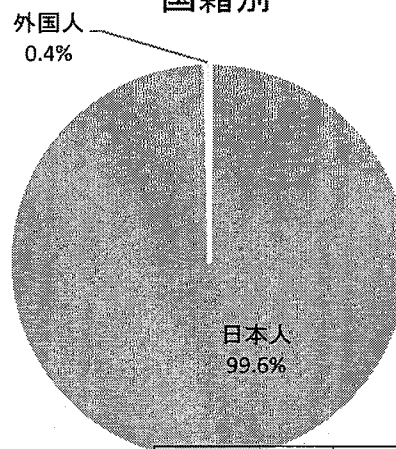
大人の年齢別	
65歳以上	5,008人
12歳～64歳	6,395人

**男女別**



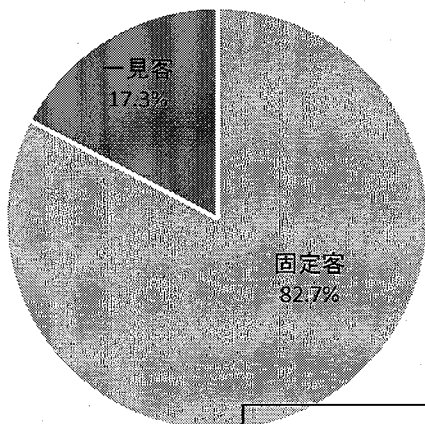
男女別	
男性	7,435人
女性	4,482人

**国籍別**



国籍別	
日本人	11,871人
外国人	46人

**固定・新規別**



固定・新規別	
固定客	9,853人
一見客	2,064人

<調査実施期間>

令和4年4月2日～8日の一週間、目視により実施。

<調査対象施設>

県下26公衆浴場

**【15 ページ解説】**

**<参考> 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）**

○13 ページに示した調査結果の内訳を、わかりやすくグラフに示したものです。

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）  
（物価統制令の適用を受ける施設数）

令和4年4月1日現在

（単位：軒）

時点 市町名	施設数										本年度施設数の前年対比	組合組織率
	元4.1	26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1	31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1		
横浜市	281	86	82	79	73	67	64	60	56	55	△1	100%
鶴見区	58	18	16	16	16	14	13	12	11	11	0	
神奈川区	35	8	8	8	8	7	7	7	7	7	0	
西区	26	6	6	6	6	5	5	5	4	4	0	
中区	31	12	11	11	9	9	9	8	8	8	0	
南区	44	10	9	9	8	8	7	7	7	7	0	
港南区	7	1	1	1	1	1	1	1	1	0	△1	
保土ヶ谷区	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	
旭区	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
磯子区	16	9	9	8	8	7	6	4	3	3	0	
金沢区	14	3	3	3	2	2	2	2	2	2	0	
港北区	17	10	10	9	7	7	7	7	7	7	0	
緑区	3	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	
戸塚区	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
栄区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
泉区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
瀬谷区	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
川崎市	164	56	52	48	47	44	37	35	35	35	0	100%
川崎区	56	25	21	19	19	18	15	14	14	14	0	
幸区	35	12	12	11	10	9	8	8	8	8	0	
中原区	36	7	7	6	6	6	5	5	5	5	0	
高津区	23	8	8	8	8	7	6	5	5	5	0	
宮前区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
多摩区	12	3	3	3	3	3	2	2	2	2	0	
麻生区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
相模原市	15	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	100%
横須賀市	63	23	22	19	18	16	15	15	14	13	△1	100%
平塚市	16	2	2	2	2	2	2	2	1	1	0	100%
鎌倉市	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	100%
藤沢市	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	100%
小田原市	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
茅ヶ崎市	8	2	2	2	2	2	2	1	1	0	△1	
逗子市	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
三浦市	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
秦野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚木市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大和市	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	100%
伊勢原市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海老名市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
座間市	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
葉山町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寒川町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大磯町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二宮町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	608	193	183	172	163	152	141	134	128	125	△3	

【17 ページ解説】

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

○県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものです。令和4年4月1日現在の施設数は125軒で、  
昨年同期と比べると3軒が廃業しております。

神奈川県公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

年	改定年月日	入浴料金				備 考	1浴場1日当り入浴者数			自家風呂なし率
		大人	中人	小人	洗髪		大人	中人	小人	
47	47.9.1	470	20	10	5		291	35	48	
48	48.7.21	55	↓	↓	↓	大人・中人差額5円助成	304	32	48	25.5%
49	49.6.1	80	25	15	↓	大人・中人差額5円助成	251	26	35	
50	50.4.1	85	35	↓	↓	上記助成打切り	240	26	35	
	50.6.1	100	40	20	10	洗髪料男子含む				
51	51.6.1	120	↓	↓	↓	〃	236	24	32	
52	52.6.1	140	50	30	20	〃	212	20	29	
53	53.6.1	155	60	40	↓	〃	202	19	24	17.1%
54	54.6.1	170	70	↓	↓	〃	193	20	21	
55	55.6.1	190	80	50	↓	〃	187	20	19	
56	56.6.1	210	↓	↓	↓	〃	186	20	19	
57	57.6.1	220	90	60	↓	〃	177	20	19	
58	58.6.1	230	100	↓	↓	〃	171	19	18	11.8%
59	59.6.1	240	↓	↓	↓	〃	170	19	18	
60	60.6.1	250	↓	↓	↓	〃	168	19	18	
61	据置	↓	↓	↓	↓	〃	(協議会開催せず)			
62	62.6.15	260	110	↓	↓	〃	160	19	17	
63	63.6.1	280	120	↓	—	洗髪料廃止	158	18	16	7.5%
元	元.6.1	295	135	↓	—	元.4.1～ 消費税3%	150	16	12	
2	2.6.1	310	140	↓	—		146	14	10	
3	3.6.15	320	↓	↓	—		141	12	9	
4	4.6.1	330	150	70	—		134	7	5	
5	5.6.1	340	160	↓	—		119	6	4	4.4%
6	7.1.1	350	170	↓	—		113	5	4	
7	7.9.1	360	↓	↓	—		113	4	3	
8	8.6.20	370	↓	↓	—		104	4	3	
9	9.7.18	385	↓	↓	—	9.4.1～ 消費税5%	101	3	3	
10	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	2.2%
11	11.8.1	390	↓	↓	—		87	3	2	
12	12.8.1	400	180	80	—		95	2	2	
13	据置	↓	↓	↓	—		95	2	2	
14	据置	↓	↓	↓	—		99	2	2	
15	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	1.6%
16	据置	↓	↓	↓	—		94	2	2	
17	据置	↓	↓	↓	—		95	2	1	
18	18.8.1	430	↓	↓	—		97	3	2	
19	据置	↓	↓	↓	—		89	1	1	
20	20.8.1	450	↓	↓	—		90	2	2	1.0%
21	据置	↓	↓	↓	—		86	2	1	
22	据置	↓	↓	↓	—		79	2	1	
23	据置	↓	↓	↓	—		85	2	1	
24	据置	↓	↓	↓	—		78	0	0	
25	据置	↓	↓	↓	—		62	2	2	調査廃止*
26	26.9.1	470	200	100	—	26.4.1～ 消費税8%	64	2	2	
27	据置	↓	↓	↓	—		61	1	1	
28	据置	↓	↓	↓	—		63	1	1	
29	据置	↓	↓	↓	—		65	2	1	
30	据置	↓	↓	↓	—		64	2	2	
元	据置	↓	↓	↓	—		71	2	1	
2	R2.9.1	490	↓	↓	—	R元.10.1～消費税10%	68	2	1	
3	据置	↓	↓	↓	—		68	2	1	
4							63	2	1	

(参考)

県内 R4.5.1推計世帯数	4,294,426 世帯	推計人口	9,234,172 人	2.15 人(推定)/1世帯あたり
推定自家風呂なし世帯数	45,032 世帯	(「H20 住宅土地統計調査」風呂の無い世帯＝		1.0%
↳人口に換算すると		45,032 人	～	96,830 人
		↳*H25からは、調査項目からはずされた		

**【19 ページ解説】**

**神奈川県のパ衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移**

○現在の入浴料金は、大人490円、中人200円、小人100円で、令和2年9月に改定されました。

## 県内公衆浴場の廃業の状況

### (1) 過去5年間の理由別廃業状況

年度	理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病氣立退き等	計
29		2	1	2	7	12
30		2	2	2	10	16
R1		1	4	3	0	8
R2		3	2	2	1	8
R3		0	0	1	4	5
計		8	9	10	22	49

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

### (2) 令和3年度 理由別、市別廃業状況

市名	理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病氣立退き等	計
横浜市					2	2
横須賀市				1	1	2
茅ヶ崎市					1	1
計		0	0	1	4	5

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。



**【21 ページ解説】**

**県内公衆浴場の廃業の状況**

- 「(1) 過去5年間の理由別廃業状況」及び「(2) 令和3年度理由別、市別廃業状況」について記載しています。なお、1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数となっております。

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

令和4年5月1日現在

区分 都道府県名	大人		中人		小人		洗髪	実施年月日	
	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金		直近改定日	(前回の改定日)
<b>神奈川</b>	<b>490</b>	<b>(470)</b>	<b>200</b>	<b>(200)</b>	<b>100</b>	<b>(100)</b>	- (-)	<b>2.9.1</b>	<b>(26.9.1)</b>
大阪	490	(450)	200	(150)	100	(60)	- (-)	3.8.25	(元.10.1)
岩手	480	(430)	170	(150)	80	(70)	- (-)	2.4.1	(27.1.1)
東京	480	(470)	180	(180)	80	(80)	- (-)	3.8.1	(元.10.1)
秋田	460	(360)	130	(130)	90	(90)	- (-)	31.1.1	(12.4.1)
石川	460	(440)	130	(130)	50	(50)	- (-)	2.3.1	(26.8.1)
岐阜	460	(420)	160	(160)	80	(80)	- (-)	元.10.1	(26.4.1)
愛知	460	(440)	150	(150)	70	(70)	- (-)	4.4.1	(31.4.1)
北海道	450	(440)	140	(140)	70	(70)	- (-)	元.10.1	(26.8.11)
青森	450	(420)	150	(150)	60	(60)	- (-)	28.3.1	(20.10.20)
福島	450	(400)	150	(130)	90	(80)	- (-)	30.4.1	(19.9.1)
埼玉	450	(430)	180	(180)	70	(70)	- (-)	2.4.1	(26.10.1)
千葉	450	(430)	170	(170)	70	(70)	- (-)	元.10.1	(26.4.1)
福井	450	(430)	160	(150)	70	(60)	- (-)	2.4.1	(26.11.20)
静岡	450	(400)	180	(180)	90	(90)	- (-)	元.10.1	(26.4.1)
滋賀	450	(430)	150	(140)	100	(80)	- (-)	2.5.1	(26.9.1)
京都	450	(430)	150	(150)	60	(60)	- (-)	元.10.1	(26.8.1)
兵庫	450	(430)	160	(160)	60	(60)	- (-)	元.10.1	(30.4.1)
鳥取	450	(400)	150	(150)	80	(80)	- (-)	3.4.1	(26.4.21)
広島	450	(430)	200	(150)	100	(70)	- (-)	元.10.1	(27.9.1)
山口	450	(420)	160	(150)	80	(80)	- (-)	4.5.1	(27.4.10)
福岡	450	(440)	180	(180)	70	(70)	- (-)	元.10.1	(21.2.16)
宮城	440	(400)	140	(140)	80	(80)	- (-)	27.4.1	(19.4.1)
新潟	440	(420)	150	(140)	70	(70)	- (-)	2.4.1	(26.4.1)
富山	440	(420)	140	(140)	60	(60)	- (-)	元.10.1	(26.8.20)
奈良	440	(420)	160	(150)	80	(80)	- (-)	元.10.1	(26.4.1)
和歌山	440	(420)	150	(140)	80	(80)	- (-)	元.10.1	(21.2.1)
三重	440	(400)	150	(150)	70	(70)	- (-)	3.1.1	(26.11.28)
山梨	430	(400)	170	(170)	70	(70)	- (-)	元.12.1	(21.2.1)
岡山	430	(420)	160	(160)	70	(70)	- (-)	元.10.1	(27.11.30)
栃木	420	(390)	180	(150)	90	(80)	- (-)	26.7.15	(19.8.24)
鹿児島	420	(390)	150	(150)	80	(80)	- (-)	元.10.1	(24.10.1)
群馬	400	(360)	180	(150)	80	(70)	- (-)	26.9.1	(9.12.1)
長野	400	(380)	150	(150)	70	(70)	- (-)	26.3.1	(19.1.1)
徳島	400	(360)	150	(150)	70	(70)	- (-)	26.12.1	(20.8.1)
香川	400	(360)	150	(150)	60	(60)	- (-)	27.12.1	(20.10.1)
愛媛	400	(360)	150	(140)	60	(60)	- (-)	26.9.1	(20.4.2)
高知	400	(360)	150	(130)	60	(60)	- (-)	26.12.1	(20.7.15)
熊本	400	(360)	150	(120)	80	(60)	- (-)	26.12.1	(19.2.1)
大分	380	(300)	150	(140)	70	(70)	- (-)	19.1.12	(5.12.1)
沖縄	370	(200)	170	(100)	100	(70)	- (30)	18.2.11	(55.11.6)
茨城	350	(300)	130	(130)	70	(70)	- (-)	10.3.1	(5.3.1)
島根	350	(300)	130	(130)	70	(70)	- (-)	17.9.6	(8.3.8)
長崎	350	(300)	150	(150)	80	(80)	- (-)	19.3.15	(9.11.10)
宮崎	350	(300)	130	(100)	60	(50)	- (-)	20.2.1	(9.4.1)
山形	300	(250)	120	(100)	80	(60)	- (50)	7.4.1	(4.7.1)
佐賀	280	(230)	130	(100)	80	(50)	50 (50)	8.2.15	(2.3.1)

※1 ( )は、現行料金に改定される前の料金額及び実施年月日。

※2 大人…12歳以上の者、中人…6歳以上12歳未満の者、小人…6歳未満の者。

【23 ページ解説】

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

○令和4年5月1日現在、本県の大人料金は大阪府と並び、全国で最も高い額となっております。

※調査集約後の7月1日付で東京都が以下のとおり料金改定を行い、7月15日から施行することとなりました。

大人 500円（現行480円）

中人 200円（現行180円）

小人 100円（現行 80円）

主 管 課	助 成 内 容				4 年 度 予 算 額																	
健康医療局 生活衛生部 生活衛生課	1 公衆浴場設備整備費補助 公衆浴場設備の近代化を図るため、その整備に要する経費の一部を補助する。				34,598 前年度 (34,598)																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助対象事業</th> <th style="text-align: center;">補助対象限度額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> <th style="text-align: center;">補助限度額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">主な対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">内 装 設 備</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1/3 以内</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td>浴室、脱衣室、冷房設備、 ランドリー等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外 装 設 備</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td>煙突、塗装、屋根、外壁、塀等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 湯 設 備</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td>釜、配管、ろ過器等</td> </tr> </tbody> </table>					補助対象事業	補助対象限度額 (千円)	補助率	補助限度額 (千円)	主な対象設備	内 装 設 備	3,000	1/3 以内	1,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 ランドリー等	外 装 設 備	3,000	1,000	煙突、塗装、屋根、外壁、塀等	給 水 湯 設 備	3,000	1,000
補助対象事業	補助対象限度額 (千円)	補助率	補助限度額 (千円)	主な対象設備																		
内 装 設 備	3,000	1/3 以内	1,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 ランドリー等																		
外 装 設 備	3,000		1,000	煙突、塗装、屋根、外壁、塀等																		
給 水 湯 設 備	3,000		1,000	釜、配管、ろ過器等																		
	2 公衆浴場施設整備等資金利子補給				0 前年度 (0)																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助対象資金</th> <th style="text-align: center;">補給率</th> <th style="text-align: center;">補 助 対 象 限 度 額 ( 千 円 )</th> <th style="text-align: center;">【 設 備 資 金 】 補 給 期 間 ( 千 円 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">日本政策金融公庫資金等</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">【設備 資金】 利率の 1/2</td> <td style="text-align: center;">施設整備 80,000</td> <td>融資額 10,000千円以下      5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">借地契約 更新 40,000</td> <td>融資額 10,000千円～      10年 40,000千円以下</td> </tr> <tr> <td>融資額 40,000千円超      12年</td> </tr> </tbody> </table>					補助対象資金	補給率	補 助 対 象 限 度 額 ( 千 円 )	【 設 備 資 金 】 補 給 期 間 ( 千 円 )	日本政策金融公庫資金等	【設備 資金】 利率の 1/2	施設整備 80,000	融資額 10,000千円以下      5年	借地契約 更新 40,000	融資額 10,000千円～      10年 40,000千円以下	融資額 40,000千円超      12年						
補助対象資金	補給率	補 助 対 象 限 度 額 ( 千 円 )	【 設 備 資 金 】 補 給 期 間 ( 千 円 )																			
日本政策金融公庫資金等	【設備 資金】 利率の 1/2	施設整備 80,000	融資額 10,000千円以下      5年																			
		借地契約 更新 40,000	融資額 10,000千円～      10年 40,000千円以下																			
			融資額 40,000千円超      12年																			
合 計				34,598 対前年比 100.0% 前年度 (34,598)																		

令和4年度県内各市の公衆浴場対策

令和4年4月1日現在

市名	対象浴場数	補助金等制度		水道料減免措置		固定資産税減免措置	その他の助成制度
		制度の概要	令和4年度予算額	上水道	下水道		
			(千円)※				
横浜市	55	施設改善補助事業(基準額の1/4以内、確保浴場は1/2以内)	22,752			○ 減免率 2/3	・都市計画税減免 ・燃料としての廃材供給
		確保浴場対策事業(500m以内に公衆浴場がなく、客数120人/日以下の施設に対し30,000円補助/1施設)	6,000				
		衛生向上対策事業	13,176				
		活性化対策事業(しょうぶ湯経費の一部補助)	648	○	○		
		利用促進対策費	2,134				
		施設整備貸付利子補給事業	200				
		高齢者優待入浴事業	10,684				
		小計	55,594				
川崎市	35	経営安定補助金	3,744			○	
		設備整備補助金	13,191				
		利用者促進事業補助金	1,700				
		水道料金補給金	4,117				
		下水道料金補給金	1,381	○	○		
		敬老入浴事業	50,571				
		せんとう健康長寿応援プログラム事業	0				
		親子ふれあい入浴デー事業	938				
小計	75,642						
相模原市	6	公衆浴場設備整備費補助金	599	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		小計	599				
横須賀市	13	施設整備費補助	1,466			○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		組合運営費補助	150				
		組合イベント事業費補助	400	○	○		
		無料入浴券交付(65歳以上の独居高齢者対象)	48,571				
小計	50,587						
鎌倉市	5	高齢者入浴券交付(220円に割引、65歳以上に年間72枚)	9,460			○ 減免率 5/6	都市計画税減免5/6
		デイ銭湯(1回の利用料金300円、65歳以上が対象)	3,533	(○)	○ 1m <sup>3</sup> 5円 *使用水量を減免		
		公衆浴場設備整備費補助金	629				
		小計	13,622				
藤沢市	3	ふれあい入浴事業(補助事業)				○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		施設整備補助	1,000				
		運営補助	416	(○)	○		
		事業補助 (週5回ふれあい入浴事業実施、250円に割引)	19,053				
		事業補助(交流事業)	60				
小計	20,529						

小田原市	1	公衆浴場利用促進事業費補助金	25	○	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		公衆浴場施設整備費補助金	100				
		小計	125				
逗子市	1	生きがい推進事業公衆浴場入浴助成(150円に割引) (65歳以上 6枚/月)	8,866	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		小計	8,866				
大和市	3	公衆浴場営業施設整備費補助金	636	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		浴場組合補助金	90				
		高齢者入浴サービス委託	5,398				
		小計	6,124				
合 計 (9市)			231,688	(4) (5)	8	8	

※上水道欄の(○)は、県営水道による減免措置を示す(合計欄では外数)

(参考) 令和3年度予算額(213,905千円)に対する令和4年度予算額の割合: 108.3%

※補助金(県+市町村)合計額の令和3年度予算額に対する令和4年度予算額の割合

$(34,598千円+231,688千円) / (34,598千円+213,905千円) = 107.2\%$

**【25～27 ページ解説】**

**県及び県内各市の公衆浴場対策**

- 補助金（県+市町村）合計額の令和3年度予算額に対する令和4年度予算額の割合は、107.2%でした。

## 神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関する公衆浴場の諸問題について協議するため、当分の間神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。ただし、委員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる人数以内とする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 学識経験者     | 11人 |
| (2) 公衆浴場利用者   | 3人  |
| (3) 公衆浴場営業者   | 2人  |
| (4) 関係行政機関の職員 | 5人  |

2 委員の選任期間は2年とする。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の選任期間は、前任者の残存期間とする。委員は選任期間が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、なお、委員として職務を行うものとする。

### (委員の代理出席)

第5条 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

### (協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。

2 会議は次の各号のいずれかに該当する場合には開くことができない。

- (1) 出席委員の数が委員総数の過半数に満たないとき。
- (2) 第4条第1項各号のいずれかの委員について、全員が欠席したとき。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

2 協議会に出席した委員（関係行政機関の委員は除く。）に支払う報償費は、協議会を開催した日の翌月25日（当日が閉庁日の場合は前閉庁日。）に支給する。ただし、これにより難しい場合は、別途定める。

### (実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。



附則

- 1 この要綱は、昭和48年12月3日から実施する。
- 2 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 委員改選後第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年5月22日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 別表1

## 経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目）

科 目	内 容	
収 入	入浴料金収入	
	附帯事業収入	石鹸、シャンプー、タオル等の入浴関連商品及びジュース、牛乳等の飲料水の売上収入。
	営業外収入	コインランドリー使用料、マッサージ機・ドライヤー等の使用料、サウナ使用料、家賃・地代等（経営多角部分の収入）。
	補助金	県、市町から交付される補助金。
	合計	
経 費	人件費	事業主の給与相当額、従業員の給与・退職給与金、パート・アルバイトの給与。
	（事業主）	
	（従業員）	
	用水費	上水道使用料、下水道使用料。
	燃料費	重油・廃油・雑燃等の購入費。営業用自動車・暖房等に必要な燃料費。
	光熱費	電気使用料。
	備品消耗品費	設備備品・什器備品の購入費。原材料及び清掃・照明等の業務用消耗器材器具その他の消耗品購入費。
	旅費交通費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の会合への出席等に必要な旅費及び交通費。
	会費及び交際費	公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場経営のために直接必要と認められる交際費。
	保険料	施設の火災保険料。
	賃借料	借地料、借家料。
	修繕費	土地・建物・設備を通常の状態において保守・維持するために必要な修繕料及び修繕のための原材料購入費。（ただし、資産帳簿価格の増加の原因となるような大修繕のための費用は除く）
	厚生費	福利厚生費。
	減価償却費	事業用固定資産について行う減価償却費。（定額法により行うものとする。）
	建物再調達費	前期末における建物の帳簿価格の5%。（貸借対照表を作成していない場合は一律、年額5万円を計上。）
	公租公課	公衆浴場経営にかかるすべての公租公課。（ただし、事業主の給与相当額にかかる所得税・県民税・市町村税は除く。）
	支払利子	施設設備資金等、直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子。
	特別損失	売却損・取り壊し損等の特別損失。
	雑費	通信費、広告宣伝費、新聞代、リース料等の雑費。
	附帯事業費	附帯事業にかかる仕入れ等の経費。
合計		
資本報酬	自己資本（資本金及び剰余金）の10%。（個人経営の場合は一律、10万円を計上。）	
附帯事業報酬	附帯事業に伴う報酬。附帯事業＝附帯事業収入－附帯事業費	
支出合計	支出合計＝経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬	
過不足額	過不足額＝支出合計－収入合計	

別表2

## 令和4年度政府経済見通し「主要経済指標」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比増減率					
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	535.5	544.9	564.6	▲ 3.9	▲ 4.5	1.7	2.6	3.6	3.2
民間最終消費支出	286.9	293.2	307.3	▲ 5.5	▲ 5.5	2.2	2.5	4.8	4.0
民間住宅	19.8	21.0	21.5	▲ 7.3	▲ 7.8	5.6	▲ 0.5	2.8	0.9
民間企業設備	84.5	88.3	93.4	▲ 7.9	▲ 7.5	4.5	2.5	5.8	5.1
民間在庫変動 ( )内は寄与度	0.1	0.4	0.6	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
政府支出	144.6	147.9	148.6	2.4	3.0	2.3	0.9	0.5	0.1
政府最終消費支出	113.7	117.4	118.0	1.7	2.5	3.2	2.1	0.5	0.2
公的固定資本形成	30.9	30.5	30.6	5.5	5.1	▲ 1.3	▲ 3.6	0.2	▲ 0.3
財貨・サービスの輸出	84.1	101.6	109.6	▲ 12.1	▲ 10.5	20.8	11.4	7.9	5.5
(控除)財貨・サービスの輸入	84.5	107.5	116.5	▲ 13.4	▲ 6.6	27.2	7.4	8.4	4.1
内需寄与度				▲ 4.2	▲ 3.9	2.8	2.0	3.8	3.0
民需寄与度				▲ 4.8	▲ 4.7	2.2	1.7	3.7	3.0
公需寄与度				0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.0
外需寄与度				0.3	▲ 0.7	▲ 1.0	0.6	▲ 0.2	0.2
国民所得	375.7	383.5	403.8	▲ 6.2		2.1		5.3	
雇⽤者報酬	283.7	288.3	293.7	▲ 1.5		1.6		1.9	
財産所得	26.4	26.8	27.4	3.0		1.5		2.1	
企業所得	65.6	68.4	82.7	▲ 24.6		4.3		20.9	
国民総所得	554.7	566.9	589.0	▲ 4.2	▲ 3.9	2.2	1.4	3.9	3.1
労働・雇⽤	万人	万人程度	万人程度			%	%程度	%程度	
労働力人口	6,863	6,871	6,873		▲ 0.5		0.1		0.0
就業者数	6,664	6,681	6,705		▲ 1.0		0.3		0.4
雇⽤者数	5,962	5,981	6,004		▲ 1.0		0.3		0.4
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.9	2.8	2.4						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 9.5	5.7	5.0						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 1.4	6.5	2.0						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.9						
GDPデフレーター・変化率	0.7	▲ 0.8	0.4						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度			%	%程度	%程度	
貿易・サービス収支	0.2	▲ 5.3	▲ 5.8						
貿易収支	3.9	▲ 1.4	▲ 3.7						
輸出	68.4	83.8	88.7		▲ 8.4		22.5		5.9
輸入	64.4	85.2	92.4		▲ 13.3		32.3		8.5
経常収支	16.3	13.6	15.2						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.0	2.5	2.8						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) Go To キャンペーン事業による消費者物価(総合)上昇率への影響を機械的に試算すると、2020年度に▲0.1%ポイント程度、2021年度に0.1%ポイント程度、2022年度に▲0.0%ポイント程度と見込まれる。また、携帯電話通信料下げによる消費者物価(総合)上昇率への影響を機械的に試算すると、2021年度に▲1.3%ポイント程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であつて、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	令和2年度 (実績)	令和3年度	令和4年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	▲ 1.6	6.4	4.0
円相場(円/ドル)	106.0	111.8	114.1
原油輸入価格(ドル/バレル)	42.9	76.0	83.0

(備考) 1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、令和3年11月1日～11月30日の期間の平均値(114.1円/ドル)で同年12月以降一定と想定。

3. 原油輸入価格は、令和3年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(83.0ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。

令和4年7月12日

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長 様

神奈川県健康医療局  
生活衛生部生活衛生課長

原油価格高騰に係る経営支援について

本県の生活衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受け、経営がひっ迫している事業者の皆様への支援策として、今般、燃料費及び電気代の高騰分について、以下のとおり一部補助を行うこととしました。

つきましては、貴組合の会員への周知について、ご配慮くださるようお願いいたします。

記

補助対象：重油・灯油・都市ガス・LPガス・電気

補助対象期間：令和4年4月から9月までの間に使用又は購入したもの

補助率：1/2

補助金額の算出方法：別添のとおり

申請書受付期間：

- ①令和4年4月から6月分 令和4年9月末まで
- ②令和4年7月から9月分 令和4年11月末まで

補助金交付時期（予定）：

- ①令和4年4月から6月分 令和4年8月から随時交付予定
- ②令和4年7月から9月分 令和4年11月から随時交付予定

※申請書提出の時期等により前後することがございますので、予めご了承ください。

問合せ先  
団体指導グループ 深堀・鶴田  
電話(045)210-4935 (直通)

## 令和4年度6月補正予算案等の概要

### 補正予算案について

国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」に対応し、県民生活や県内経済への影響を緩和するための対策を講じるとともに、コロナ対策など当初予算編成後の状況の変化により早急に補正を要するものについて、補正予算措置を講ずる。

#### ○補正予算案の内容

##### 【取組毎の補正予算額】

取組	補正予算額	うち臨時交付金
(1) 総合緊急対策対応分	216億9,045万円	122億9,512万円
ア 生活困窮者等生活者支援	153億290万円	59億758万円
イ 中小企業・小規模事業者等への支援	63億7,999万円	63億7,998万円
ウ ウクライナ避難民への支援	756万円	756万円
(2) 新型コロナウイルス感染症対策	29億3,415万円	6億1,504万円
(3) その他(新たな子育て家庭支援の基盤整備等)	5億4,294万円	—
合計	251億6,756万円	129億1,016万円

#### ・生活衛生関係業者への支援(臨時交付金活用事業)

事業名及び事業概要	補正予算額
<b>㊦</b> 〇公衆浴場業者等への補助 原油価格・物価高騰の影響を大きく受けている公衆浴場、クリーニング業、理容業、美容業を営む者が行う省エネ機器等の導入に対して補助する。	7億3,982万円

#### (参考)

##### 補助対象事業

対象設備	申請対象期間	補助対象限度額 (千円)	補助対象下限額 (千円)
照明設備、冷暖房設備、洗濯機、乾燥機等の省エネ効果がある設備	R4.9月末までを予定	3,000	200

補助率 1/2

令和4年7月19日

「 県への要望 」

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 山崎 潤



現組合員数 124 軒 (期首 126 軒)

昨今、新型コロナウイルスに翻弄されてまいりましたが、当組合としては各浴場施設にコロナ対策を徹底させ、未だにクラスターは発生しておりません。

また、緊急事態宣言が発令された際にも当業界は可能な限り営業を続けてまいりました。それが地域の公衆衛生の維持と住民の健康増進に欠くことができない存在であるという事が認められたと確信しております。

しかし、コロナ禍と物価の上昇により客足は戻ってきておりません。それに加えて、今年に入り燃料費高騰に続き、これからの光熱費高騰が予測される中、これらを入浴料金に転嫁するには無理があり、経営努力の範疇を超えております。今期に入り2軒の廃業受理。廃業予定の連絡も数軒受けている危機的状況です。今後の廃業の歯止めとなる様に入浴料金以外の部分でも皆様のご理解をいただき、ご支援をお願いいたします。

## 入浴料金表

大人	中学生以上	490円
中人	小学生	200円
小人	幼児	100円

令和2年9月 神奈川県知事告示料金

## 優待入浴料金

\*共通入浴券10枚/1セット

大人券	中学生以上	4,600円
中人券	小学生	1,900円
小人券	幼児	900円

\*少子社会における子育て支援

中学生	学生証提示割引	390円
幼児2名	保護者同伴割引	無料

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

- 1、原油価格高騰の影響を受け、令和4年1月頃より燃料費が高騰しています。組合としても十数軒の浴場に調査したところ、前年同月と比較して、ガス⇒1.4倍～2.1倍・重油⇒1.2倍・電気⇒1.2倍～1.4倍の値上がりが確認できました。  
コロナによる利用者減による経営圧迫に加え、燃料費高騰で銭湯経営は危機的状況にあります。早急な支援の拡充をお願いいたします。
- 2、コロナ補助金の影響で減額した施設整備費補助額を令和2年度の基準まで戻していただきたい。  
本年度 34,598 千円  
(令和3年度 34,598 千円・26～令和2年度 38,997 千円・25年度 43,330 千円・24年度 48,145 千円・23年度 56,700 千円・22年度 63,000 千円・21年度 74,000 千円)
- 3、銭湯利用(家庭でNOバスデー)で、社会的に大きな問題である省エネとCO2削減を身近な銭湯。
- 4、神奈川県と神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合との災害協定の締結をお願いします。  
災害時における被災者への無料入浴の提供や浴場水的生活用水への転用等に対して補助していただきたい。(防災マップ等に銭湯イメージ案内標識を載せて頂きたい。)
- 5、幼稚園児から小学生まで、入浴体験を通して、日本の生活文化と人とのふれあいを学ぶ場として活用していただきたい。
- 6、「かながわ未病改善協力制度」に登録している施設である銭湯を高齢者の未病を治す取組みのひとつである社会参加の場として是非利用していただき、銭湯に行く事により外に出る開放感と、人と人との出会いや会話を通じて心も体もリフレッシュでき健康を維持し、より良い状態にしていると考えます。
- 7、住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず、廃業が続く現状に歯止めをかける為にも、公衆浴場確保対策事業費補助の復活を要望します。
- 8、ヘルシーパーク(健康増進施設・サウナ室・多目的スペース設備等)設備費補助と利子補給の再開をお願いします。
- 9、令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されましたが、公衆浴場業は軽減税率対象とならず、消費税10%に引き上げられます。また、将来消費税は20%～25%まで引き上げられると報道もされています。そうなれば、経営努力している銭湯の負担が増し、経営を圧迫し存続の危機となるのは明白であります。公衆浴場は、地域コミュニティーの場として、また、住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公共的施設として、日常生活に欠くことのできない存在であり、日本の伝統的文化の継承の場でもあります。そして、公共的性格ゆ

えに、物価統制令により唯一価格上限が規制されており、「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て料金の上限が決定されています。このような役割を担う公衆浴場である為、日頃より経営改善と経費節減に努めていただいておりますが、利用者の減少、燃料価格の上昇など取り巻く環境は大変厳しい状況です。将来の消費税負担軽減のためにも、消費税10%（国税7.8%・地方税2.2%）となる地方税分を神奈川県より補助してもらいをお願い致します。

各担当委員会・部局でのご理解とご協力を、お願いいたします。



神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合  
令和3年度実施及び令和4年度継続事業

令和4年3月末現在

事業名	実践内容	
体験入浴事業	横浜市鶴見区在住の保育園児を対象とした体験入浴 実施浴場 : 横浜市鶴見区内1施設 実施回数及び人数合計 : 12回/年→330人	
	横浜市鶴見区生麦小学校4年生校内キャンプを対象とした体験入浴 実施浴場 : 横浜市鶴見区内1施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年→70人	
	横浜市神奈川区在住の保育園児を対象とした体験入浴 実施浴場 : 神奈川区内1施設 実施回数及び人数合計 : 12回/年(毎月第4月曜日) →コロナの為休止中	
	横浜市神奈川区在住の小学1,2年生を対象とした体験入浴 実施浴場 : 神奈川区内1施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年 →コロナの為休止中	
	横浜市保土ヶ谷区在住の保育園児を対象とした体験入浴 実施浴場 : 保土ヶ谷区内1施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年 →コロナの為休止中	
	横浜市保土ヶ谷区在住の幼稚園児を対象とした体験入浴 実施浴場 : 保土ヶ谷区内1施設 実施回数及び人数合計 : 2回/年 →コロナの為休止中	
	横浜市南区大岡小学校キッズクラブを対象とした体験入浴 実施浴場 : 南区内1施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年→30人 →コロナの為休止中 コロナ終再開予定	
	横浜市西区在住の幼稚園児年長組を対象とした体験入浴 実施浴場 : 西区内2施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年 →コロナの為休止中	
	横浜市西区内在住の空手道場児童を対象とした体験入浴 実施浴場 : 西区内1施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年 →コロナの為休止中	
	横浜市金沢区内在住の学童を対象とした体験入浴 実施浴場 : 金沢区内1施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年 →コロナの為休止中	
	藤沢市の小学校1,2年生を対象とした体験入浴 実施浴場 : 藤沢市内2施設 (亀井野小学校) 実施回数及び人数合計 : 6回/年→270人	
	神奈川県がんセンター患者を対象とした体験入浴 実施浴場 : 大和市内1施設 (あゆみ園) 実施回数及び人数合計 : 10回/年 →コロナの為休止中	
	体験入浴事業	県内在住の小学生以下を対象とした体験入浴【菖蒲湯・柚子湯】 実施浴場 : 県内全施設 実施回数 : 各2回/年 【5/5・12/22】
		少子社会における子育て支援 小人無料(2名まで) 中学割引100円(学生手帳提示) 実施浴場 : 県内全施設 実施回数 : 毎日/年
	親子ふれあい事業	親子ふれあいデイ ① 実施浴場 : 横浜市内全施設 実施回数及び人数合計 : 12回/年→4,176人
② 実施浴場 : 川崎市内の全施設 実施回数及び人数合計 : 12回/年→7,036人(中人4,494人・小人2,542人)		

事業名	実践内容	
子育て支援事業	赤ちゃん銭湯 実施浴場 : 川崎市幸区4施設 実施回数及び人数合計 : 4回/年 (赤ちゃん・親) →コロナの為休止中	
	赤ちゃん専用バスチェア完備 (子育てママ・パパ応援) 実施浴場 : 横浜市内全施設 実施回数及び人数合計 : 各店舗2台	
介護予防デイ銭湯事業	公衆浴場において、要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の高齢者に対する、健康チェック・機能訓練・参加者の交流、健康体操等の提供 実施浴場 : 川崎市内8施設 実施回数及び人数合計 : 42回/年→219人 (浴場組合委託事業)	
	公衆浴場において、要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の高齢者に対する、健康チェック・機能訓練・入浴・参加者の交流等のデイサービスの提供 実施浴場 : 鎌倉市内5施設 実施回数及び人数合計 : 72回/年→1,080人 (浴場組合委託事業)	
	老人無料入浴デイ ① 実施浴場 : 横須賀市内の全施設 (68歳以上対象) 実施回数及び人数合計 : 1回/年 (9月敬老の日) →コロナの為休止中	
	② 実施浴場 : 横須賀市内の全施設 (68歳以上対象) 1人暮らし対策 実施回数 : (寿券利用) 48枚/年 ③ 実施浴場及び人数合計 : 大和市内の3施設 実施回数 : 36回/年→10,907人	
老人ふれあい事業	高齢者入浴助成券事業 実施浴場 : 鎌倉市内の全施設 実施回数及び人数合計 : 72枚/年 → 約60,000人 (65歳以上高齢者)	
	高齢者を囲む事業 実施浴場 : 金沢区の全施設 実施回数及び人数合計 : 12回/年 → 1,755人	
	敬老の日もぎとり3日 (敬老の日を含む3日間・9月の敬老週間に老人無料入浴を実施) 実施浴場 : 川崎市内の施設 実施回数及び人数合計 (川崎市) : 1回/年→11,350人	
	老人優待入浴デイ【200円/1回】 実施浴場 : 横浜市内の全施設 実施回数及び人数合計 : 12回/年→45,260人	
	ハマともカード割引サービスデイ 実施浴場 : 横浜市内の全施設 実施回数及び人数合計 : 平日のみ/年→43,332人 市内在住の65歳以上対象	
	敬老入浴デー 実施浴場 : 川崎市内の施設 実施回数及び人数合計 : 48回/年→176,568人 (男94,991人 女81,577人)	
	シニア&ファミリー入浴デー 実施浴場 : 藤沢市内の施設 実施回数及び人数合計 : 65歳以上または同一住所にお住まいのご家族様 (2名以上) 5回 (月～金) /週 クーポン使用→大人250円 (中人・小人→無料)	
	その他事業	銭湯寄席 ① 実施浴場 : 藤沢市内1施設 開演前に保健所健康セミナー実施 実施回数及び人数合計 : 1回/年→80人 (有料1,010円)
		② 実施浴場 : 鎌倉市内全施設 実施回数及び人数合計 : 1回/年 →コロナの為休止中
		③ 実施浴場 : 神奈川区内1施設 実施回数 : 6回/年 →コロナの為休止中
		④ 実施浴場 : 中区内1施設 実施回数 : 3回/年→90人

事業名	実践内容
災害協定	災害時における施設等の提供協力に関する協定 実施浴場：横浜市内の施設 【目的】地震又は風水害その他の災害により鉄道が運行停止になり、帰宅することが困難となった者に対して、一時的に施設を開放し、円滑な支援を行うための協力
	災害時における被災者等への入浴機会の提供に関する協定 実施浴場：横浜市内の施設 【目的】災害時における地域防災拠点等への避難者、自宅での入浴が困難になった市民及び救援活動の従事者への入浴機会の提供に関する協力
	災害時における被災者等への入浴機会の提供に関する協定 実施浴場：川崎市内の施設 【目的】災害時における地域防災拠点等への避難者、自宅での入浴が困難になった市民及び救援活動の従事者への入浴機会の提供に関する協力
	災害時における公衆浴場等の使用に関する協定 実施浴場：大和市内の施設 【目的】区域内で災害が発生した時において、その被災者と災害支援ボランティアに対し、組合員が所有する施設を使用して実施する生活水の供給業務及び入浴支援に関し、必要な事項を定めるものとする 【要請】 1. 井戸及び貯水槽の水の提供 2. 被災者及び災害支援ボランティアへの入浴支援 3. 要請により応じられる事項
	災害時における入浴支援等に関する協定書 実施浴場：藤沢市内の施設 【目的】藤沢市において地震、風水害、その他の災害により多数の被災者（帰宅困難者を含む。）が発生した場合、入浴支援等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。 【要請】 1. 被災者等に対する入浴支援 2. 帰宅困難者の一時入浴支援 3. 被災者等に対する生活水の提供 4. 要請により応じられる事項
	災害時における入浴支援等に関する協定書 実施浴場：相模原市内の施設 【目的】相模原市において地震、風水害、その他の災害により多数の被災者（帰宅困難者を含む。）が発生した場合、入浴支援等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。 【要請】 1. 被災者等に対する入浴支援 2. 帰宅困難者の一時入浴支援 3. 被災者等に対する生活水の提供 4. 要請により応じられる事項

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（一部抜粋）

（活用についての配慮等）

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。《追加》平16法032

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。《追加》平16法032

# 【関東甲信越】

令和3年3月31日

## 1. 浴場数の推移

	東京	神奈川	埼玉	千葉	長野	新潟	群馬	山梨	栃木	茨城	合計
平成24年	752	217	79	74	30	27	27	15	9	—	1,230
平成25年	729	203	76	70	29	25	24	14	8	—	1,178
平成26年	692	193	67	62	27	24	24	13	7	—	1109
平成27年	648	183	59	59	26	22	23	13	6	—	1039
平成28年	612	171	57	56	23	22	22	13	6	—	982
平成29年	582	160	52	54	23	21	21	13	6	—	932
平成30年	554	152	46	50	23	21	20	12	5	—	883
平成元年	536	141	44	49	23	21	17	12	4	—	847
令和2年	512	135	41	45	15	21	12	12	4	—	797
令和3年	490	128	38	42	14	20	12	12	4	—	760
令和4年	473	126	34	38	13	21	11	12	4	—	732

## 2. 浴場減少数の推移

	東京	神奈川	埼玉	千葉	長野	新潟	群馬	山梨	栃木	茨城	合計
平成24年	33	4	3	2	4	2	0	0	1	—	49
平成25年	23	14	3	4	1	2	3	1	1	—	52
平成26年	37	10	9	8	2	1	0	1	1	—	69
平成27年	44	10	8	3	1	2	1	0	1	—	70
平成28年	36	12	2	3	3	0	1	0	0	—	57
平成29年	30	7	5	2	0	1	1	0	0	—	46
平成30年	28	8	6	4	0	0	1	1	1	—	49
平成31年	18	11	2	1	0	0	3	0	1	—	36
令和2年	24	6	3	4	8	0	5	0	0	—	50
令和3年	22	7	3	3	1	1	0	0	0	—	37
令和4年	17	2	4	4	1	-1	1	0	0	—	28

# 都道府県別入浴料金表

令和4年7月1日現在

	県名	施行年月日	入浴料金(円)		
			大人	中人	小人
北海道	北海道	2019.10.1	450	140	70
東北	青森	2016.3.1	450	150	60
	岩手	2020.4.1	480	170	80
	宮城	2015.4.1	440	140	80
	福島	2018.4.1	450	150	90
関東甲信越	栃木	2014.7.15	420	180	90
	埼玉	2020.4.1	450	180	70
	群馬	2014.9.1	400	180	80
	千葉	2019.10.1	450	170	70
	東京	2021.8.1	480	180	80
	神奈川	2020.9.1	490	200	100
	山梨	2019.12.1	430	170	70
	長野	2014.3.1	400	150	70
	新潟	2020.4.1	440	150	70
東海北陸	静岡	2019.10.1	450	180	90
	愛知	2022.4.1	460	150	70
	岐阜	2019.10.1	460	160	80
	三重	2021.1.1	440	150	70
	石川	2020.3.1	460	130	50
	富山	2019.10.1	440	140	60
近畿	福井	2020.4.1	450	160	70
	滋賀	2020.5.1	450	150	100
	京都	2019.10.1	450	150	60
	大阪	2021.8.25	490	200	100
	兵庫	2019.10.1	450	160	60
	奈良	2019.10.1	440	160	80
	和歌山	2019.10.1	440	150	80
中国	岡山	2019.10.1	430	160	70
	広島	2019.10.1	450	200	100
	山口	2022.5.1	450	160	80
	鳥取	2021.4.1	450	150	80
四国	香川	2015.12.1	400	150	60
	愛媛	2014.9.1	400	150	60
	徳島	2014.12.1	400	150	70
	高知	2014.12.1	400	150	60
九州	福岡	2019.10.1	450	180	70
	長崎	2007.3.15	350	150	80
	大分	2007.1.12	380	150	70
	熊本	2014.12.1	400	150	80
	宮崎	2008.2.1	350	130	60
	鹿児島	2019.10.1	420	150	80
	沖縄	2006.2.11	370	170	100

東京都は、7月15日より500円200円100円に値上げ